

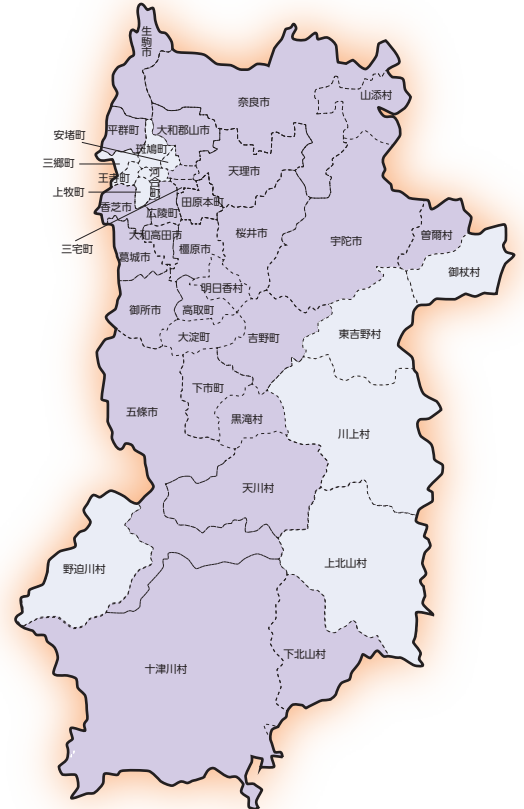


県内市町村の優遇制度

SUPPORT

県内市町村の優遇制度一覧

	市町村	担当課	電話番号	税制優遇	奨励金等	融資	頁
1	奈良市	産業政策課	0742-34-4741	○	○	○	20
2	大和高田市	商工振興課	0745-22-1101		○	○	21
3	大和郡山市	地域振興課	0743-53-1608		○	○	21
4	天理市	産業振興課	0743-63-1001		○	○	21
5	橿原市	企業立地推進室	0744-47-3545		○		22
		地域振興課	0744-21-1117			○	22
6	桜井市	商工振興課	0744-42-9111		○	○	22
7	五條市	産業観光課	0747-22-4001	○	○		23
8	御所市	農林商工課	0745-62-3001	○	○		23
9	生駒市	商工観光課	0743-74-1111	○	○	○	24
10	香芝市	商工観光課	0745-44-3312		○	○	24,25
11	葛城市	商工観光プロモーション課	0745-44-5111	○		○	25
12	宇陀市	商工産業課	0745-82-5874		○		26
13	山添村	地域振興課	0743-85-0048		○		26
14	平群町	都市建設課	0745-45-2077		○		26
15	三郷町	ものづくり振興課	0745-43-7343				
16	斑鳩町	都市創生課	0745-74-1001				
17	安堵町	事業課	0743-57-1511				
18	川西町	まちづくり推進課	0745-44-2280	○	○		26
19	三宅町	まちづくり推進課	0745-44-3075	○	○		27
20	田原本町	地域産業推進課	0744-34-2080	○	○		27
21	曾爾村	企画課	0745-94-2116		○		27
22	御杖村	産業建設課	0745-95-2001				
23	高取町	総合政策課	0744-52-3334	○	○		28
24	明日香村	総合政策課	0744-54-9018	○	○		28
25	上牧町	まちづくり推進課	0745-76-2503				
26	王寺町	都市計画課	0745-73-2001				
27	広陵町	産業総合支援課	0745-55-1001	○	○		28
28	河合町	観光振興課	0745-57-0200				
29	吉野町	政策戦略課	0746-32-3081	○			28
30	大淀町	企画財務課	0747-52-5517	○	○		29
31	下市町	地域づくり推進課	0747-52-0001	○			29
32	黒滝村	企画政策課	0747-62-2031	○			29
33	天川村	地域政策課	0747-63-0321	○			29
34	野迫川村	産業課	0747-37-2101				
35	十津川村	財政課	0746-62-0903	○			29
36	下北山村	地域振興課	07468-6-0001	○			29
37	上北山村	企画政策課	07468-2-0001				
38	川上村	くらし定住課	0746-52-0111				
39	東吉野村	地域振興課	0746-42-0441				



県内市町村の優遇制度

奈良市  産業政策課 0742-34-4741

区分	要件	支援内容																		
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究地区区内における、文化学術研究施設の新増設に係る償却資産、家屋及びその敷地である土地（関西文化学術研究都市の建設に関する計画の同意の日以後の取得で、取得後1年以内に建設着手） ・令和2年4月1日以降に県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者で、上記計画に従い新増設する投下固定資産額が1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超） ※県の承認のみ必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の不均一課税 期間：3年間 <p>【適用税率】 初年度 0.14% 第2年度 0.467% 第3年度 0.933%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） ・期間：3年間 																		
補助金	<p>【サテライトオフィス等設置推進補助金】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①奈良県内に本社及び事業所がない企業 ②3年以上継続して事業を行っており、従業員を5人以上雇用している企業 ③市が定義するIT・クリエイティブ系の事業や業務を実施するサテライトオフィス等を開設すること ④設置するサテライトオフィス等の面積が10㎡以上であり、3年以上操業を継続することが見込まれること ⑤市の企業誘致の広報に協力すること 	<p>【サテライトオフィス等設置推進補助金】※県優遇制度と併用可 企業がサテライトオフィス等を設置する際の施設整備経費、設備投資費、什器・機器導入費、求人活動費、賃借料（最大7か月分。共益費を含む。）の1/2を交付</p> <table border="1"> <tr> <th>補助上限額</th> <th></th> <th>市が認定するシェアオフィスの個室への入居の場合</th> </tr> <tr> <td>100㎡以上</td> <td>500万円※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50㎡以上100㎡未満</td> <td>200万円※</td> <td>30㎡以上→50万円</td> </tr> <tr> <td>30㎡以上50㎡未満</td> <td>100万円</td> <td>10㎡以上30㎡未満→30万円</td> </tr> <tr> <td>10㎡以上30㎡未満</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※本社を設置する場合は、本社設置加算100万円</p>	補助上限額		市が認定するシェアオフィスの個室への入居の場合	100㎡以上	500万円※		50㎡以上100㎡未満	200万円※	30㎡以上→50万円	30㎡以上50㎡未満	100万円	10㎡以上30㎡未満→30万円	10㎡以上30㎡未満	50万円				
補助上限額		市が認定するシェアオフィスの個室への入居の場合																		
100㎡以上	500万円※																			
50㎡以上100㎡未満	200万円※	30㎡以上→50万円																		
30㎡以上50㎡未満	100万円	10㎡以上30㎡未満→30万円																		
10㎡以上30㎡未満	50万円																			
奨励金	<p>【産業用地開発促進奨励金】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①奈良市の開発許可を受けて、3,000㎡以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備すること ②奨励金の交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間に、産業用地内の3,000㎡以上の区画2つ以上につき、誘致対象業種の企業と売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、当該契約を締結した企業が操業を開始すること 	<p>【産業用地開発促進奨励金】 企業が操業を開始した区画面積に応じた奨励額×区画数を奨励金として交付</p> <table border="1"> <tr> <th>区画面積</th> <th>奨励額</th> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>4,000㎡以上</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡以上</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>6,000㎡以上</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>7,000㎡以上</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>8,000㎡以上</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>9,000㎡以上</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table>	区画面積	奨励額	3,000㎡以上	300万円	4,000㎡以上	400万円	5,000㎡以上	500万円	6,000㎡以上	600万円	7,000㎡以上	700万円	8,000㎡以上	800万円	9,000㎡以上	900万円	10,000㎡以上	1,000万円
区画面積	奨励額																			
3,000㎡以上	300万円																			
4,000㎡以上	400万円																			
5,000㎡以上	500万円																			
6,000㎡以上	600万円																			
7,000㎡以上	700万円																			
8,000㎡以上	800万円																			
9,000㎡以上	900万円																			
10,000㎡以上	1,000万円																			
制度融資	<ol style="list-style-type: none"> (1) 奈良県信用保証協会の保証制度による信用保証を受けることができる者であること (2) 次のいずれかに該当すること 【中小企業事業資金、小規模企業小口事業資金】 個人：市内に居住（住所登録）または事業所を有する 法人：主たる事業所（本店登記）が市内に所在 ※（小規模企業小口資金のみ）全国小口零細企業保証制度の要件を満たすこと 【創業支援資金】 ①市内に居住 ②市内に事業所を有する（創業後5年未満）、または事業を行う具体的計画を有する ③創業関連について、「事業を行う具体的計画を有する」中小企業者においては「創業・再挑戦計画書」が必要 【中小企業支援事業資金（認定枠）】 ①個人：市内に居住（住所登録）または事業所を有する 法人：主たる事業所（本店登記）が市内に所在 ②奈良市産業政策課が主催する中小企業支援事業の参加実績がある （詳細は奈良市ホームページにて確認） 【企業立地事業資金（認定枠）】 ①市内に事業所を有する ②奈良市と企業立地協定を締結した事業者とする （詳細は奈良市ホームページにて確認） (3) 市税を完納していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料の70%を市が負担 ※（認定枠）については市が100%負担 ・連帯保証人は原則不要（法人は原則として代表者のみ） 融資の種類と限度額 【中小企業事業資金】 1,500万円（利率：年1.5%以下） 【小規模企業小口事業資金】 1,000万円（利率：年1.0%以下） 【創業支援資金】 1,000万円（利率：年1.0%以下） 【中小企業支援事業資金（認定枠）】 1,500万円（利率：年0.5%以下） 【企業立地事業資金（認定枠）】 1,000万円（利率：年0.5%以下） 																		

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制


特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

区分	要件	支援内容
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ○新設・増設・移転に伴う建物及び償却資産の投下固定資産額が3,000万円以上の事業所を設置した事業者 ○開業日前後90日以内に市内在住者を新規常時雇用従業員として雇用し、1年以上継続雇用した施設設置事業者 	<p>【事業所設置奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に賦課された建物及び償却資産に係る固定資産税額の5割相当額を5年間交付 <p>【雇用促進奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員1人につき20万円を交付(限度額1,000万円・1回限り)
制度融資	<p>【特別融資・小口融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人：1年以上市内に住所を有していること 法人：1年以上市内に事業所(本店)を有し、かつ市民税が課税されていること ②同一事業を1年以上営んでおり、今後も継続して営むことが確実であること ③市税を滞納していないこと ④保証協会の信用保証を受けることができること <p>【創業者支援融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内で創業する具体的な計画があること又は市内で創業後1年未満であること ②市税を滞納していないこと ③市が定めた創業支援事業計画に基づく所定のセミナーを受講していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○保証料全額を市が負担 ○貸付利率の1/2(上限1%)を市が負担 <p>【特別融資・小口融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金(7年以内)：特別1,500万円、小口500万円 ・運転資金(5年以内)：特別1,000万円、小口500万円 <p>【創業者支援融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金(7年以内)：1,000万円 ・運転資金(5年以内)：1,000万円

区分	要件	支援内容
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、移転 ①指定区域内に対象事業所等の設置をすること ②県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者 ③投下固定資産額1億円以上(家屋及び償却資産) ④奈良県生活環境保全条例その他の法令に規定する公害防止のための適正な措置を講じていること ⑤市税、その他公課を滞納していないこと ⑥完全操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長に届け出ていること 	<p>【工場等設置奨励金】 ※県優遇制度と併用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に賦課された固定資産税額相当額 限度額：1億円(3年間の合計) 期間：3年間 <p>【雇用促進奨励金】 ※県優遇制度と併用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始前後6か月の間に、市内在住の新規雇用従業員を1人以上常用雇用従業員として雇用する場合、1人につき20万円(上限1,000万円)
制度融資	<p>【中小企業融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人：市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人：市内に引き続き1年以上事業所を有していること ②運転資金・設備資金：引き続き6か月以上、同一事業を営んでいること 店舗改造資金：引き続き1年以上、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと ④奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用保証料：全額市が負担 ※経営者保証非提供選択時の上乘せ分は除く ・貸付利率の1%を市が補助 ・融資限度額 運転資金：700万円(3年以内) 設備資金：700万円(4年以内) 店舗改造資金：1,000万円(7年以内)

区分	要件	支援内容
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、移転 次の要件に該当し、市長が企業立地奨励事業者として指定したもの ①市内に事業所(事業の用に供するため、直接必要な人的施設、物的設備及び事業の継続性を備えた施設)を設置すること ②市と公害防止協定を締結すること ③投下固定資産総額1億円以上であること(増設の場合、5,000万円以上) ※中小企業にあつては1,000万円以上(増設の場合、500万円以上) 用地取得後3年以内の操業は用地費を含めることができる ④営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所(販売用及び賃貸用は含まない) ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及びこれに類する営業でないこと 	<p>【事業所設置奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から起算して3年間または5年間(選択制) ・投下固定資産に対し各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で奨励金として交付 <ul style="list-style-type: none"> ①3年間 100/100 ②5年間 60/100 <p>【雇用促進奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度に交付 ・交付される年度の4月1日において、過去1年以上雇用している常時雇用従業員(操業開始に伴う新規雇用従業員で市内に住所を有する者に限る)について、5人をを超える1人につき20万円(限度額2,000万円) ※中小企業にあつては、2人をを超える1人につき20万円(限度額2,000万円)
融資	<p>【中小企業融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に引き続き1年以上住所(法人にあつては、事業所が所在を有していること) ②同一事業を1年以上営んでいること ③市税を滞納していないこと ④市制度融資の残高がないこと ⑤暴力団員等に該当しないこと ⑥保証協会の信用保証を受けることができること 	<p>《融資限度額・融資期間》</p> <p>【運転資金・設備資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500万円・5年以内 <p>【店舗改造資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,500万円・7年以内 <ul style="list-style-type: none"> ○貸付利率の1/2を市が補助(上限1%) ○信用保証料の全額を市が補助

橿原市  企業立地推進室 0744-47-3545

区分	要件	支援内容
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、移転（指定地域内の既存事業所等） ①指定地域内に対象事業所等の設置をすること ②公害等の発生防止の措置をしていること ③投下固定資産額（家屋及び償却資産のみ）が3,000万円以上であること ④市税の滞納がないこと ⑤設置対象事業所等が宿泊施設の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと ⑥対象事業所等の工事着工までに事業計画書を市長へ提出していること 	<p>【事業所等設置奨励金】 ※県優遇制度と併用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後、初めて当該事業所等に係る固定資産税額相当分（家屋及び償却資産分100/100）が賦課された翌年度から3年間 <p>【雇用促進奨励金】 ※県優遇制度と併用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員を規定の期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき30万円（上限900万円）

 地域振興課 0744-21-1117

制度融資	<p>【特別小口融資・緊急融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人：市内に住所を有していること 法人：市内に事業所を有していること ②市税を滞納していないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること <p>【創業支援融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人：市内に住所を有し事業を行う具体的計画を有していること 法人：市内において事業を行う具体的計画を有していること ②市税を滞納していないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用保証料：全額市が負担（経営者保証非提供選択時の上乘せ分は除く） ・運転資金・設備資金（併用可） ・融資の種類と限度額等 <p>【特別小口融資】 ※県優遇制度と併用可 1,000万円（5年以内）、利率1.26%</p> <p>【緊急融資】 ※県優遇制度と併用可 200万円（3年以内）、利率0.90%</p> <p>【創業支援融資】 ※県優遇制度と併用可 1,000万円（7年以内）、利率1.00%</p> <p>※市内在住の方を1年以上正規雇用された場合、利子補給有</p>
------	---	--

桜井市  商工振興課 0744-42-9111

区分	要件	支援内容
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自社工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上（増設の場合は5,000万円以上） (2) 貸し工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上（新設のみ） (3) 貸し工場入居企業 賃貸施設設置奨励金交付の対象となる貸し工場への入居者 	<p>【企業立地奨励金又は賃貸施設設置奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税等の6割相当額（最大1億円） ・期間：5か年度 <p>【賃貸施設入居奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の6割相当額（最大1億円） ・期間：5か年度 <p>【埋蔵文化財発掘奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財発掘に要した経費の2割相当額（固定資産税等の2割を超えない額） <p>【雇用奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内在住の新規常用雇用者1人あたり10万円（最大300万円）
融資	<p>【中小企業融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①信用保証協会の信用保証を受けることができること ②個人：桜井市に引き続き6か月以上住所を有していること 法人：桜井市に引き続き6か月以上事業所を有し、桜井市に法人登記があること ③引き続き6か月以上同一事業を営んでること ④市税等を完納していること ⑤市制度融資の残高がないこと ⑥暴力団員等に該当しないこと <p>【宿泊事業者融資】</p> <p>上記①～⑥に加え、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む方、同法同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む方又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であること</p> <p>【木材産業特別融資】</p> <p>上記①～⑥に加え木材業者であること</p> <p>【創業者向け中小企業融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①信用保証協会の創業関連保証を受けることができること ②これから新たに事業を営む方又は事業を営んでから5年未満の方であって、次のいずれかに該当すること (ア) 桜井市に住所を有していること (イ) 桜井市に登記されている事業所を有していること (ウ) 桜井市内で新たに事業を営む具体的な計画を有している、又は現に事業を営んでいること ③市税等を完納していること ④市制度融資の残高がないこと ⑤暴力団員等に該当しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用保証料の7割を市が負担 ・貸付利率の1/2を市が補助（上限1%） <融資限度額・融資期間> <p>【中小企業融資】 700万円・5年以内</p> <p>【宿泊事業者融資】 ・3,000万円・10年以内</p> <p>【木材産業特別融資】 ・1,000万円・4年以内</p> <p>【創業者向け中小企業融資】 ・1,000万円・7年以内</p>

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

活用できる優遇制度
特定の地域

県内市町村
の優遇制度

五條市 産業観光課 0747-22-4001

区分	要件				支援内容
地域未来投資促進法にかかると税制優遇	県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた者				
	業種 製造業	合計取得価格 1億円以上 5,000万円以上 (農林漁業のみ)	資産の種類 土地・建物 (取得後1年以内に家屋の建築着手)		
過疎法にかかると税制優遇	業種 製造業・旅館業・ 農林水産物販売業・ 情報サービス業	資本金 5千万円以下 1億円以下 1億円超	合計取得価格 5百万円以上 1千万円以上 2千万円以上	資産の種類 土地 (取得後1年以内に 家屋の建築着手)・ 家屋・機械及び装置	3年間課税免除 (固定資産税のみ)
奨励金	新設、増設、移設 (1) 投下・増加固定資産総額5,000万円以上かつ 新規雇用者5人以上 (2) 投下・増加固定資産総額50億円以上かつ 新規雇用者25人以上 (3) 投下・増加固定資産総額100億円以上かつ 新規雇用者50人以上 ※対象施設：製造業、情報通信業、物流関連業、宿泊業、 学術・開発研究機関の用に供される施設				【企業立地促進奨励金】 (1) 固定資産税相当額の70/100 (限度額4億円) (2) 固定資産税相当額の75/100 (限度額8億円) (3) 固定資産税相当額の80/100 (限度額50億円) 期間：10年間 【雇用促進奨励金】 1年以上の新規地元雇用者が5人以上の場合、 1人につき50万円 (限度額2,500万円)

御所市 農林商工課 0745-62-3001

区分	要件		支援内容
地域未来投資促進法にかかると税制優遇	県から「地域経済牽引事業計画」の承認、国から先進性の確認を受けた事業者が、当計画に従い行う新増設投下固定資産額 1億円超 (農林漁業関連業種は5,000万円超) ※その他の要件詳細はお問い合わせください		固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法にかかると税制優遇	○特別償却設備である家屋および償却資産の合計取得価格 製造業又は旅館業 個人または資本金の額等が5,000万円以下の法人 … 500万円以上 資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人…1,000万円以上 資本金の額等が1億円を超える法人 …2,000万円以上 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 … 500万円以上 ※土地取得費除く ※その他の要件詳細はお問い合わせください		固定資産税の課税免除 (家屋、機械及び装置、その敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間
奨励金	新設、増設、移転、更新 (市内の既存企業) ① 指定区域内に工場等の設置 ② 投下固定資産 (土地除く) の取得価額総額が3,000万円以上 ③ 公害防止の適正措置 ④ 市税、国保税その他公課を滞納していないこと ⑤ 操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長へ届け出ていること		【固定資産税奨励金】 前年度固定資産税相当額 (課税免除の適用事業者は課税免除対象分を除く) 期間：3年間 【雇用促進奨励金】 (課税免除の適用事業者も対象) ※県優遇制度と併用可 操業開始日の前後6ヶ月間に地元雇用に対して1人につき20万円 (限度額1,000万円) 【設備投資奨励金】 (課税免除の適用事業者も対象) ※県優遇制度と併用可 投下固定資産 (土地除く) の取得価格総額 × 1 / 100 (限度額1,000万円)

区分	要件	支援内容
税制優遇	次の(1)～(3)のすべての要件を満たすもの (1) 建設計画の同意の日以降に文化学術研究施設の新設、増設及び取得された固定資産（土地については、その取得の日翌日から起算して1年以内に該当土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合） (2) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が4億円以上 (3) 建設計画等の達成に資することの国土交通大臣の証明	・固定資産税の不均一課税期間：3年間
補助金	○新設 ・土地を除く固定資産投資額が2億円以上、又は、取得・賃借の用地等の面積が1,500㎡以上 ○増設・貸工場の利用 ・土地を除く固定資産投資額が1億円以上、又は、取得・賃借の用地等の面積が1,500㎡以上	【事業所設置補助金】 ・操業開始の翌年度に交付 ・土地を除く固定資産投資額の10/100 【雇用促進補助金】 ・操業開始の翌年度に交付 ・市内新規常用雇用者1人につき40万円 ・交付限度額は、事業所設置補助金と雇用促進補助金の合計が5,000万円 【操業支援補助金】 ・操業開始後、最初の固定資産税の課税年度の翌年から3年間交付 ・土地を除く固定資産税額の1年目は9/10、2年目は2/3、3年目は1/3 ・交付限度額は、3年間の合計が3,000万円
融資	【事業融資資金】 ①個人：市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人：市内に引き続き1年以上登記されている事業所を有していること 本市の市民税が賦課されていること ②5年以上、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと ④本市において事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する能力を有していること 【創業支援資金】 ①個人は市内に居住している、又はこれから市内で事業を営む具体的計画を有すること。法人は市内に事業所を有している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること ②創業後5年を経過していないこと ③市税を滞納していないこと ④本市において事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する能力を有していること	・信用保証料の100%を補助 ・担保と保証人は原則不要（法人は保証協会が求めた保証人が連帯保証人となる場合有り） ・保証限度額 【事業融資資金】 ・1,000万円（ただし、企業立地促進事業補助制度を利用した場合、3,000万円、再生可能エネルギー電気供給に係る事業融資は1億円） 【創業支援資金】 ・1,000万円

区分	要件	支援内容
補助金①	○企業立地推進補助金 【新設】土地を除く固定資産投資額が5,000万円以上 【増設・移設・建替え】土地を除く固定資産投資額が3,000万円以上 【対象業種】 ①奈良県未来投資促進基本計画において選定された地域の特性を活用した分野に係る産業のうち下記の業種 ・大分類E製造業（中分類17石油製品・石炭製品製造業を除く） ・大分類G情報通信業のうち、中分類39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業 ・大分類H運輸業、郵便業のうち、中分類44道路貨物運送業、小分類番号484こん包業 ・大分類L学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類71学術・開発研究機関 ・コールセンター、バックオフィス ②その他企業立地を推進する業種 ・大分類I卸売業、小売業 ・大分類M宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類番号751旅館、ホテル（ラブホテルを除く） ・大分類O教育、学習支援業のうち、小分類番号812小学校、813中学校、義務教育学校、814高等学校、中等教育学校、815特別支援学校、816高等教育機関、817専修学校、各種学校 ・大分類P医療・福祉のうち、小分類番号831病院	【事業所設置補助金】 (対象業種①のみ) ・土地を除く固定資産投資額の5%を補助 (限度額：1,500万円) 【雇用促進補助金】 (対象業種①及び②) ・市内新規常用雇用者及び転入常用雇用者1人につき50万円 (限度額：2,500万円) 【操業支援補助金】 ・操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度の間における固定資産税相当額を100%補助 (限度額：3年間の合計額が1,000万円)

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

区分	要件	支援内容
補助金②	<ul style="list-style-type: none"> ○設備投資促進補助金 ・新事業活動のための設備の取得または更新を行う中小企業者が市内の事業所に設備投資を行う場合、次の(1)～(4)の全てに該当するもの (1) 市内で現に事業活動を1年以上行っていること (2) 市税に滞納がないこと (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を営むものでないこと (4) 香芝市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台500万円以上の償却資産に対し、取得価額の1/10の額以内(限度額:150万円)(中古品・リース契約は対象外、市内の事業所に設置するものに限る)
補助金③	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮型企業定着促進補助金 ・市内で現に製造業を営む中小企業者で次の要件のいずれにも該当するものが、市内の事業所において、市が定める環境基準以下に「騒音・振動・悪臭」を低減するための設備の導入または改修、建物の改修を行う事業でその総額が50万円を超えるもの(要件) ①市内で1年以上事業を営むもの ②市税を滞納していないこと ③香芝市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備費、工事費、調査費の総額の1/4の額以内(限度額:150万円)
制度融資	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業資金融資制度 【運転資金】 ・引き続き1年以上市内に住所(法人にあっては事業所の本店)を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者 【設備資金】 ・次のいずれかに該当し、市内に設備投資を行うもの ①引き続き1年以上市内に住所(法人にあっては事業所の本店)を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者 ※ただし①にあっては、市外事業所への設備投資も可だが、設備資金のみ利用可(特例設備資金は利用不可) ②市内において継続して1年以上同一事業を経営している中小企業者 ③市外において引き続き3年以上同一事業を経営しており、新たに市内に事業所を設置する計画を有している中小企業者 【創業支援資金】 ・これから新たに事業を営む者、または創業後1年未満の中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの ①市内に住所を有しているもの ②市内に事業所を有しているもの ③市内において新たに事業所を営む計画を有しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付利率(所定の固定利率)の年利0.9%を市が補助 ○信用保証料の7割を市が補助 <融資限度額・融資期間> 【運転資金】 ・500万円、5年以内 【設備資金】 ・1,000万円、7年以内(うち据置6か月以内) 【特例設備資金】 (設備資金の融資額が1,000万円を超えるもの) ・3,000万円、10年以内(うち据置6か月以内) 【創業支援資金】 ・1,000万円、7年以内(うち据置6か月以内)

葛城市  商工観光プロモーション課 0745-44-5111

区分	要件	支援内容
制度融資	<ul style="list-style-type: none"> 【中小企業融資(運転・設備資金)】 ①個人:市内に引き続き1年以上居住している 法人:市内に引き続き1年以上事業所(本店)を有している ②1年以上同一事業を引き続き経営している中小企業者である ③資金の用途が明確である(開業資金は不可) ④市税の滞納が無い ⑤奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる ⑥融資金の返済の見込みが確実である ⑦本融資制度を利用していない(借換は、残り期間及び残高が当初融資額の1/2以下となっていること) ⑧本融資制度の保証人となっていない ⑨許可、認可等必要な業種は許可、認可等を受けている ⑩暴力団、暴力団員等ではない 【中小企業融資(創業資金)】 ・これから新たに事業を営むものまたは営んでから1年未満のものであって、次の要件備えているもの ①個人:本市の住民基本台帳に記録されている住所を有している 法人:市内に登録の事業所を有している ②創業関連保証制度(奈良県信用保証協会)の信用保証を受けることができる ③資金の用途が明確である ④～⑩運転・設備資金と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ○信用保証料の7割を市が補助 ○貸付利率の0.8%を市が補助 <融資限度額・融資期間> 【中小企業融資(運転・設備資金)】 ※申し込みできる資金は運転資金又は設備資金のいずれかに限る ・運転資金(限度額)1事業者につき500万円以内(返済)48か月以内 ・設備資金(限度額)1事業者につき1,000万円以内(返済)60か月以内(据置6か月以内) 【中小企業融資(創業資金)】 (限度額)1事業者につき1,000万円以内(返済)60か月以内(据置6か月以内)
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が当計画に従い新増設投下固定資産額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) ・期間:3年間

宇陀市  商工産業課 0745-82-5874

区分	要件	支援内容
奨励金	<p>○新設・増設・改修・移転 次の①～⑦のすべてに該当し、市長が事業所誘致奨励事業者として指定したもの</p> <p>①事業所等の設置場所が市内 ②周辺的环境への十分な配慮 ③用地を取得した日から起算して5年以内に事業開始 ④事業の開始の日において、従業員数が新設は5人以上、増設又は移設は新たに3人以上雇用すること ⑤投下固定資産の取得に要した費用の総額が2,000万円以上であること ⑥市税を滞納していないこと ⑦風俗営業及び公序良俗に反する営業又はその他周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのある事業でないこと</p>	<p>【事業所新設等奨励金】 ○前年度固定資産税相当額 ○期間 5年間</p>
	<p>事業所誘致奨励事業者の指定を受け、雇用期間が事業を開始した日以後1年以上ある市内在住雇用者が3人以上いること</p>	<p>【雇用促進奨励金】 新規雇用の市内在住雇用者1人につき20万円を補助(限度額300万円・1回限り)</p>

山添村  地域振興課 0743-85-0048

区分	要件	支援内容
報償金	<p>新設、増設、建替え</p> <p>(1) 投下固定資産総額1億円以上 (2) 投下固定資産総額5億円以上 (3) 投下固定資産総額10億円以上 (4) 投下固定資産総額30億円以上 ※投下固定資産10億円以上の場合は、常時雇用従業員数30人以上又は村内在住1/5以上</p>	<p>固定資産税相当額の</p> <p>(1) 1/2×3年以内 (2) 1/2×4年以内 (3) 2/3×6年以内 (4) 3/4×8年以内</p>

平群町  都市建設課 0745-45-2077

区分	要件	支援内容
奨励金	<p>新設、増設、移設</p> <p>①～④のすべてに該当し、町長が工場等誘致奨励事業者として指定したもの</p> <p>①工場等の設置場所が指定地域であること ②町と公害防止協定を締結すること ③家屋及び償却資産の取得費の合計額が5,000万円以上であること ④工場等の用地取得後3年以内に当該工場等の操業開始すること</p>	<p>【工場等設置奨励金】 各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額に、次の割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 初年度 100/100 (2) 2年度 75/100 (3) 3年度 50/100 期間：操業開始後初めて工場等に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間</p>

川西町  まちづくり推進課 0745-44-2280

区分	要件	支援内容
税制優遇	<p>・県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上(農林漁業関連業種は5,000万円以上)</p>	<p>・固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間</p>
奨励金	<p>・新設、増設、移転</p> <p>①地域経済牽引事業について国の確認を受けていること ②事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置 ③投下固定資産総額：1億円以上 ④常時勤務の従業員数：10人以上 ⑤町税を滞納していないこと ⑥暴力団関係者ではないこと</p>	<p>【企業立地奨励金】 ・前年度固定資産税相当額の3/4 期間：3年間(増設の場合は、当該増設部分のみに適用)</p> <p>【雇用奨励金】 ・町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき20万円(限度額：500万円)</p> <p>【治水対策奨励金】 ・規定する貯留量を超える場合、超えた貯留量m³あたりに5万円を乗じて得た額(限度額：300万円)</p>

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

三宅町 まちづくり推進課 0745-44-3075

区分	要件	支援内容
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> 県または国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上(農林漁業関係業種は5,000万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年度分
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる事業者：製造業、道路貨物運送業、倉庫業を行う者 新設・増設・移転(町内の既存企業) ①～⑤の全てに該当するもの ①-1 新設の場合 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が900㎡以上かつ、延床面積が400㎡以上 ①-2 増設・移転の場合 <ul style="list-style-type: none"> 拡充：延床面積が10%以上増加 全部建替：延床面積が増加 指定地域内に移転：延床面積が増加 ※既存の事業所を廃止しないで新たに事務所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること ②投下固定資産総額が1億円以上 ③常用雇用者が3人以上 ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること ⑤暴力団関係者に該当しないこと ※1.「企業立地奨励品交付奨励金」に関しては、上記の要件に加えて次の要件に該当する必要あり <ol style="list-style-type: none"> 新設かつ本社機能の移転であること 工場立地法に基づく特定工場に該当すること 投下固定資産総額が3億円以上 常用雇用者が10人以上 ○別途、商業施設及び用地提供者向けの奨励金もあります 	<ul style="list-style-type: none"> 【企業立地奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産税相当額の1/2 期間：5年度分 【雇用促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常用雇用者30万円、準常用雇用者20万円(10人まで)、短時間労働者10万円(10人まで)(限度額：500万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査に要した費用(限度額：500万円) 【治水対策奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 規定する貯留量を超えた時、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額(限度額：300万円) 【給水装置設置奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 給水分担金の納付額の1/2 【環境施設奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電装置の設置に要した費用の1/2(限度額：300万円) 【緑地保全奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 規定する緑地面積を超えた時、超えた面積1㎡あたりに1千円を乗じて得た額(限度額：50万円) 【企業立地奨励品交付奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 営業用自動車1台(本体と付属品)の購入に要した費用(限度額：200万円)

田原本町 地域産業推進課 0744-34-2080

区分	要件	支援内容
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> 県及び国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上(農林漁業関係業種は5,000万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年度分
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 新設、増設、建替え、移設 投下固定資産が1億円以上 事業計画について町長の認定を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> 【雇用促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 新規地元常用雇用者1人につき20万円(限度額：400万円) 転入常用雇用者1人につき10万円(限度額：100万円) ※雇用期間等の条件有 【治水対策促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 規定する貯留量を超えた施設を設置する場合、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た金額(限度額：300万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査に要した費用(限度額：500万円) 【環境施設促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電もしくは雨水活用施設における設置費用の1/2(限度額：300万円)

曾爾村 企画課 0745-94-2116

区分	要件	支援内容
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 村内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者(法人含む) 20歳以上60歳未満の者で住民基本台帳に登録されている者、又は村内に法人登記できる法人 補助金交付後5年以上定住し事業を継続できる者(法人の場合は5年以上常駐し事業を継続できる者) 	<ul style="list-style-type: none"> 【曾爾村起業等人材育成支援事業補助金】 <ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲以内で、補助対象経費の2分の1で上限100万円。

高取町  総合政策課 0744-52-3334

区分	要件	支援内容
地域未来投資促進法にかかる税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認(県の承認のみ)を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間
過疎法にかかる税制優遇	特別償却設備である家屋及び償却資産の合計取得価格 製造業・旅館業 個人または資本金の額等が5,000万以下の法人…500万円以上 資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人…1,000万円以上 資本金の額等が1億円を超える法人…2,000万円以上 情報サービス業等・農林水産物等販売業…500万円以上 ※土地取得費除く ※その他の要件詳細はお問い合わせください	固定資産税の課税免除 (家屋、機械及び装置、その敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間

明日香村  総合政策課 0744-54-9018

区分	要件	支援内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年度分
奨励金	営利目的をもって継続的に経済活動を行う法人、その他適正と認める法人 新設・移転(村内の既存企業) ①-1 新設 延べ床面積が500㎡以上 ①-2 移転(村内既存企業)新築した建物の延べ床面積が500㎡以上で、かつ当該移転前の延べ床面積以上 ②投下固定資産額の総額が1億円以上 ③従業員数が5人以上(常時勤務) ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること	【企業立地新設等奨励金】 投下固定資産税相当額(家屋・償却資産)の1/2相当 期間：5年度分 【雇用促進奨励金】 村内在住従業員1人につき20万円(限度額500万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用の1/2相当(限度額300万円)

広陵町  産業総合支援課 0745-55-1001

区分	要件	支援内容
税制優遇	・県及び国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円 (農林漁業関連業種は5,000万円以上)	・固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間
奨励金	・対象となる事業者 製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業 ①投下固定資産額5,000万円以上 ②常時雇用者を2人以上 ③敷地外周部等を適切に緑地保全 (緑地保全率は、敷地面積の10/100以上) ※別途、商業施設向けの奨励金もある	【企業立地奨励金】 ・前年度の固定資産税相当額に対して、 「投資額5億円未満」 初年度：100/100、2年度：75/100、3年度：50/100 (期間：3年間) 「投資額5億円以上10億円未満」 初年度：100/100、2年度：75/100、3年度：50/100 4年度：50/100、5年度：50/100 (期間：5年間) 「投資額10億円以上」 初年度：100/100、2年度：75/100、3年度：75/100、 4年度：50/100、5年度：50/100、6年度：50/100、 7年度：50/100 (期間：7年間) 【雇用促進奨励金】 ・町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常時雇用者20万円、準常用雇用者15万円、短期間労働者10万円(限度額：500万円) 【緑地保全奨励金】 ・緑地保全に要した費用1㎡あたり1,000万円(限度額：200万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 ・発掘調査に要した費用の1/2(限度額：500万円)

吉野町  政策戦略課 公民連携室 0746-32-3081

区分	要件	支援内容	
過疎法に係る税制優遇	資本金 製造業・旅館業 5,000万円以下 1億円以下 1億円超	合計取得価格 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	3年間の固定資産の課税免除
	農林水産物販売業 情報サービス業	500万円以上	

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

大淀町 ☎ 企画財務課 0747-52-5517

区分	要件		支援内容
税制優遇	資本金 ・1,000万円以下 ・5,000万円以下 ・5,000万円超	取得価格 ・500万円以上 ・1,000万円以上 ・2,000万円以上	・固定資産税の不均一課税 期間：3年間
助成金	・新設、増設、改修、移転 ①投下固定資産総額（土地取得費を除く）が1億円以上（新設）／5,000万円以上（増設） ②建物延床面積が1,000㎡以上（新設）／増設部分が500㎡以上（増設）／ 建替前・移転前の面積以上（改修・移転） ③従業員数が10人以上（当該事業所で常用雇用する者） ※但し「風俗営業」「公序良俗に反するもの」「周辺環境に著しく害を及ぼす恐れのあるもの」を除く		・前年度固定資産税、法人 町民税（法人税割、新設 のみ対象）の1/5相当額 期間：5年間

下市町 ☎ 地域づくり推進課 0747-52-0001

区分	要件		支援内容
税制優遇	新設、増設、改修 ※ただし資本金の額が 5,000万円超は、 新設・増設のみ	取得価格 製造業・旅館業 500万円以上 (ただし、資本金の額が5,000万円超1億円以下、 1,000万円以上、1億円超2,000万円以上) 情報サービス業等、農林水産物等販売業 500万円以上	固定資産税の課税免除 期間：3年間
	資本金 1,000万円以下 5,000万円以下 5,000万円超	取得価格 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	固定資産税の不均一課税 期間：3年間

黒滝村 ☎ 企画政策課 0747-62-2031

区分	要件		支援内容
税制優遇	新設、増設、改修 ※ただし資本金の額が 5,000万円超は、 新設・増設のみ	取得価格 製造業・旅館業 500万円以上 (ただし、資本金の額が5,000万円超1億円以下、 1,000万円以上、1億円超2,000万円以上) 情報サービス業等、農林水産物等販売業 500万円以上	固定資産税の課税免除 期間：3年間

天川村 ☎ 地域政策課 0747-63-0321

区分	要件	支援内容
税制優遇	新設、増設 投下固定資産総額 2,700万円以上	固定資産税の課税免除 期間：3年間

十津川村 ☎ 財政課 0746-62-0903

区分	要件		支援内容
税制優遇	○製造業・旅館業 ・資本金 5,000万円以下 5,000万円超～1億円以下 1億円超	・取得価格 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	・固定資産税の課税免除 期間：3年間
	○農林水産物等販売業 ○情報サービス業	・取得価格 500万円以上	

下北山村 ☎ 地域振興課 07468-6-0001

区分	要件			支援内容	
税制優遇	新設、増設 投下固定資産総額 2,500万円以上			固定資産税の課税免除 期間：3年間	
	対象業種	資本金規模			
	製造業 旅館業	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下		1億円超
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	1,000万円以上※		2,000万円以上※
		500万円以上	500万円以上※		
※資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增築に係る取得等に限る					

奈良県への企業立地についてのお問い合わせ・ご相談は

奈良県 産業部 産業創造課

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

優 遇 制 度

用 地 情 報

開 発 許 可 手 続

TEL. **0742-27-8813**

FAX. **0742-27-4473**

奈良県産業創造課

検 索

奈良県産業創造課
ホームページ



税制優遇をご活用の際は、管轄の税務署又は県税事務所にお問い合わせください(市町村課税分は各市町村税担当課へ)

県内税務署一覧

税務署名	所在地	電話番号	アクセス	管轄地域
奈良税務署	〒630-8567 奈良市登大路町 81 奈良合同庁舎	0742-26-1201 (※)	・近鉄奈良線近鉄奈良駅 徒歩 8分 ・奈良交通バス県庁前バス停 徒歩 3分	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町)
葛城税務署	〒635-8503 大和高田市西町1-15	0745-22-2721 (※)	・近鉄大阪線大和高田駅 徒歩 10分 ・近鉄南大阪線高田市駅 徒歩 18分 ・JR 和歌山線高田駅 徒歩 10分	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡(高取町、明日香村)、北葛城郡(上牧町、王寺町、広陵町、河合町)
桜井税務署	〒633-8555 桜井市粟殿 185-4	0744-42-3501 (※)	・JR 桜井線桜井駅 徒歩 10分 ・近鉄大阪線桜井駅 徒歩 10分	桜井市、宇陀市、磯城郡(川西町、三宅町、田原本町)、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)
吉野税務署	〒639-3194 吉野郡吉野町丹治 200-1	0746-32-3385 (※)	・近鉄吉野線吉野宮駅 徒歩 5分	吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)

※自動音声でご案内します。税務署へ相談でお越しになれる場合は事前に予約が必要です。

県税事務所一覧

事務所名	所在地	電話番号	アクセス	管轄地域
奈良県税事務所	〒630-8113 奈良市法蓮町 757 奈良総合庁舎内	・課税課 不動産取得税係 0742-20-4534 法人税係 0742-20-4535	・JR大和路線奈良駅 徒歩 25分 ・近鉄奈良線近鉄奈良駅 徒歩 20分	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡(山添村)、生駒郡(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町) ※法人県民税・法人事業税及び地方法人特別税は、奈良県外に本店がある法人については、支店所在地に関わらず奈良県内全域を管轄しています。
中南和県税事務所	〒634-8506 橿原市常盤町 605-5 橿原総合庁舎 2階	・課税第一課 不動産取得税係 0744-48-3001 ・課税第二課 法人税係 0744-48-3003	・近鉄大阪線耳成駅 徒歩 20分	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡(川西町、三宅町、田原本町)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)、高市郡(高取町、明日香村)、北葛城郡(上牧町、王寺町、広陵町、河合町)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)



京奈和自動車道
「御所IC」まですぐ！
大阪へのアクセス良好！

御所 IC 工業団地

奈良県御所市大字出屋敷、北十三及び南十三

©NARA pref.

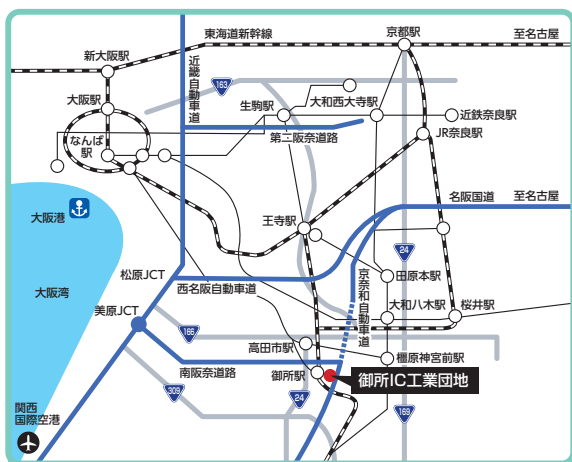
令和6年3月29日(金)から**第1期(御所東高校跡地)**の企業募集を開始！

事業主体	奈良県
団地面積	約120,000㎡
分譲可能面積	約80,000㎡(うち1期 16,201.50㎡(計画))
分譲時期	令和8年度以降(予定)
用途地域	①～③工業地域④準工業地域(地区計画あり)
緑地等の規制	工場立地法の規定に準ずる
用水	上水道
排水	公共下水道
電力	普通高圧(6,600v)、特別高圧は要相談
ガス	都市ガス

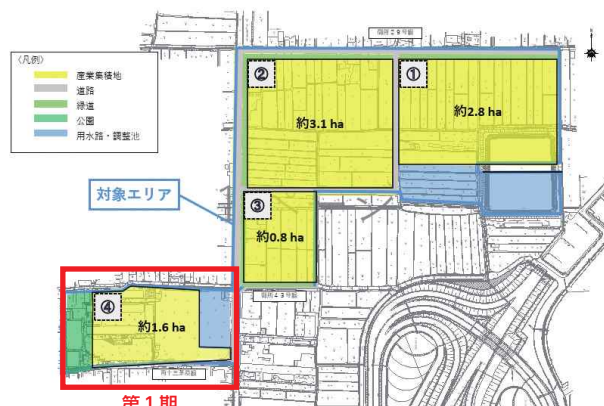
上記の立地条件は、今後変更する場合があります。

交通アクセス

道路	京奈和自動車道 [御所 IC] : 至近 国道 24 号 : 2km
鉄道	近鉄御所線 [近鉄御所駅] : 2km JR 和歌山線 [御所駅] : 2km
空港	関西国際空港 : 60 km 大阪港 : 50 km



協力：一般財団法人日本立地センター



※区画は変更する場合があります。

御所 IC 工業団地のお問い合わせ先

奈良県 産業部
産業創造課 産業用地創出支援係
TEL0742-27-8819 FAX0742-27-4473

本工業団地の最新状況については・・・

御所 IC 工業団地第一期企業募集

検索



※奈良県内には他にも工業適地がありますので、お気軽にお問い合わせください。

第1期企業募集の今後のスケジュール

募集開始
3月29日
より

質問受付期間
3月29日
～
5月24日

事業提案書
受付期間
7月1日
～
9月30日

引渡予定時期
令和9年3月